平成２３年（フ）第１７４号
埼玉県さいたま市見沼区大字東門前436番地１エステ・スクエア大宮東507
債務者　加藤　達也
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木新一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
埼玉県さいたま市見沼区大字東門前436番地１エステ・スクエア大宮東507
債務者　加藤　知子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木新一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
広島県尾道市向島町5582番地44
債務者　米良雄次郎
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成廣　貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１０９号
函館市若松町37番22号
債務者　瀧田　正幸
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１２５号
函館市花園町８番１号
債務者　杉森　洋子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１３７号
函館市陣川町102番地162
債務者　高橋しのぶ
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１４０号
函館市西桔梗町850番地18
債務者　佐々木純一
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２２号
和歌山県日高郡みなべ町芝10番地11、住民票上の住所和歌山県日高郡みなべ町芝10番地23
債務者　小松　謙治
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第６０号
埼玉県春日部市小渕17番地９　第19アオイビル102号
債務者　一木　昭勝
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目500番地５
債務者　高野　隆孝
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
新潟県長岡市岩野1849番地
債務者　大塚　勝市
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
新潟県長岡市要町１丁目10番６―106号　ベルフラワー106号室
債務者　齋藤友江こと　蕭　　玉玟
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
新潟県柏崎市常盤台６番12―101号　近藤アパート
債務者　高橋　正芳
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第７２６号
名古屋市南区氷室町19番２―1009号　氷室荘
債務者　富永　金一
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４１号
愛知県知立市弘法町弘法下１番地１　シャルーム・Ｓ・ＯＫＡＤＡ103号、住民票上の住所愛知県知立市牛田町尼子田40番地２
債務者　谷澤　　香（旧姓有本）
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
三重県志摩市阿児町鵜方2328番地２
債務者　大屋　昌史
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
三重県伊勢市朝熊町2654番地
債務者　阿部　恵子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係